

第112回 組合会開催

令和7年3月13日(木)
新潟東映ホテル



佐藤理事長挨拶



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp
●発行人
理事長 上野喜浩

第117号

【掲載内容】

<組合会内容報告>

- ◆ 佐藤理事長挨拶・組合会議事内容 2頁
- ◆ 上野喜浩新理事長挨拶・国保組合新役員名簿 3頁
- ◆ 国保組合新組合会議員名簿 4頁
- ◆ 令和7年度歳入歳出予算
- ◆ 令和7年度事業計画

基本方針・重点事項 被保険者数の推移 療養給付・保健事業	 5～12頁
------------------------------------	-------------

<組合員・家族の皆様へ>

- ◆ 3年に1度の資格確認調査を行います
- ◆ 4月は異動の時期です。手続きはお早めに！
- ◆ 令和7年度人間ドック・特定健診について 13～15頁

【重要なお知らせ】

○建築国保の保険料が8月から変わります。(16頁)

佐藤政己 理事長挨拶

第112回新潟県建築国民健康保険組合組合会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今年の冬は寒波の影響で、新潟県は雪が多く降り大変でした。3月に入ってもまだ雪が積もっている場所がありますが、これから暖かくなって桜が咲き、春めいた季節になっていきます。

私事ではありますが、1月にインフルエンザに感染し、回復したと思ったら今度は新型コロナウイルスに感染してしまい、約1か月の間自宅療養となっていました。ようやく身体の調子も良くなって、仕事である程度出掛けられるようになった次第です。

新型コロナウイルスの流行はまだまだ落ち着いていません。皆様も新型コロナウイルスの感染にはご注意ください。

令和6年の能登半島地震において、新潟市西区の一部区域で発生した液状化現象による被害住宅の応急処置工事は大変かと思えます。皆様の中には工事に関わっている方もいると思います。がよろしくお願いいたします。

現在、物価高の影響で材料費、外注

費、労務費等の経費が軒並み値上がりしています。国の対策がなかなかおぼつかず、厳しい状況が続いていると思いますが、色々やり繰りをしてなんとか頑張っていたきたいと思っています。

今回、報告第1号から第7号までと、議案第1号から第5号までを提案しています。慎重な審議をお願いいたします。

最後になりますが、私は、3月31日で国民健康保険組合の理事長を退任いたします。3期、6年理事長を務めさせていただきました。組合員の皆様、支部長、支部職員の皆様、国保職員の皆様、ご協力いただき本当にありがとうございます。私も至らない点がありましたが、何とか理事長を続けることができました。色々諸問題がありますが、また新しい役員の方にバトンタッチするような形でお願いしたいと思います。

簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

第112回組合会は、令和7年3月13日(木)午前12時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。丸山理事(越路)の司会により、藤田副理事長(上越北)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長の挨拶の後、尾身議長(十日町)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	役員の異動報告について
報告第3号	令和6年度事業実績中間報告について
報告第4号	補正予算の専決処分報告について
報告第5号	規約改正の専決処分報告について
報告第6号	規則等の改正について
報告第7号	訴訟の提起に係る経過について
議案第1号	規約の改正について
議案第2号	令和7年度事業計画(案)について
議案第3号	令和7年度歳入歳出予算(案)について
議案第4号	組合会議員の選出報告について
議案第5号	組合役員の選任について
議長発議第1号	組合会議長及び副議長選挙の件



議事終結後、若井副理事長(六日町)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

上野喜浩 新理事長挨拶



この度、4月1日付で理事長に就任しました上越南支部の上野喜浩です。
思いがけずこのような重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。
また、累積赤字額が年々膨らんでいた中、先月開催された第112回組合会では11年振りの保険料全面改正を組合会議員皆様の深いご理解によりご承認いただきましたことに心より感謝いたします。
当国保組合は今年で創立55周年の節目の年を迎えます。今日までこの組合を発展・存続させてこられた役職員の皆様のご協力いただいた組合員の皆様に改めて敬意を表します。私も微力ではありますが、この国保組合が益々発展し、将来に向かって安定的に存続する様、役職員一同一丸となって誠心誠意職務に当たる所存でありますので、今後ともお力添えのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

建築国保組合 新役員・組合会議員名簿

国保組合の新しい役員及び、組合会議員が選出されました。



任期 自 令和7年4月1日
至 令和9年3月31日

上段左から順に
板谷理事、梅田理事、大島理事、
相波理事、小林監事、綿貫監事
中段左から順に
小山理事、吉川理事、松本理事、本田監事
下段左から順に
酒井副理事長、上野理事長、金子法令遵守
担当理事、森野常務理事
※高橋副理事長は組合会欠席のため不在

(役員 定数15名)

役 職 名	支部名	氏 名	備考
理 事 長	上越南	上 野 喜 浩	
副 理 事 長	新 潟	高 橋 達 平	
〃	栃 尾	酒 井 正 幸	
法令遵守担当理事	頸 南	金 子 徳 雄	
理 事	新 津	吉 川 悟	新
〃	白 根	板 谷 昭 人	新
〃	岩 船	松 本 富 雄	新
〃	長 岡	相 波 勤	新

役 職 名	支部名	氏 名	備考
理 事	三 条	梅 田 裕 基	新
〃	十日町	大 島 裕 介	新
〃	上越北	小 山 秀 寿	新
常 務 理 事	本 部	森 野 大二郎	
監 事	上越南	綿 貫 敬 史	
〃	西蒲燕	本 田 秀 幸	新
〃	魚 沼	小 林 栄 一	新

(敬称略)

(組合会議員 定数100名)

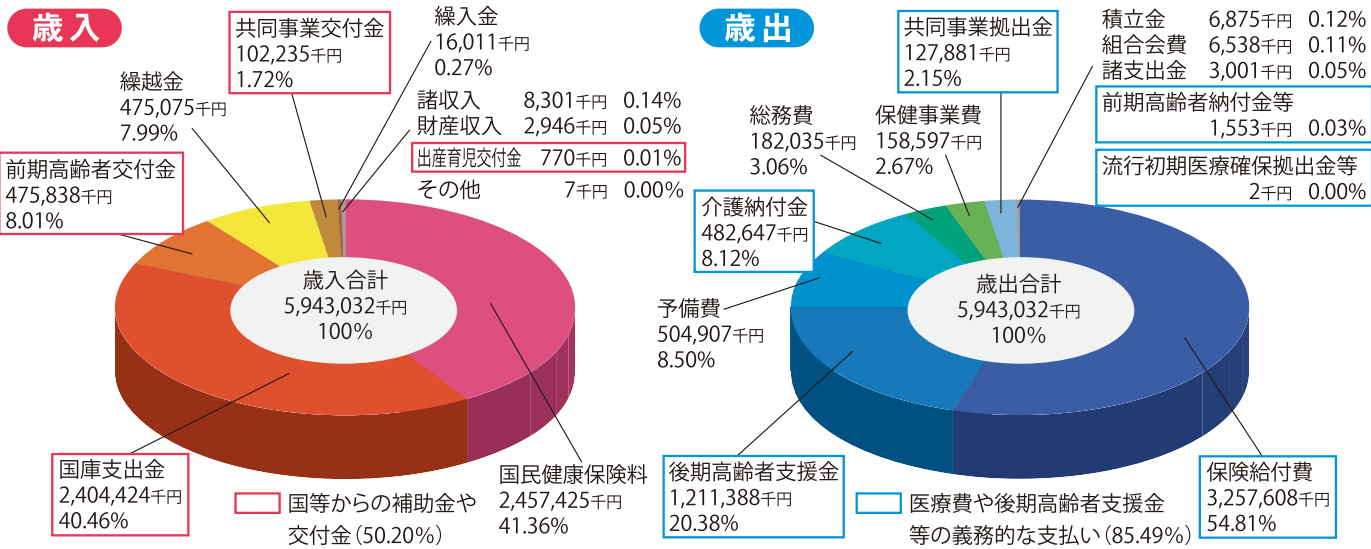
議 長 青代 建一(糸魚川) / 副議長 川上 正浩(新潟)

No.	支 部 名	氏 名
1	新 潟	吉 田 公 周
2	"	齋 藤 雅 則
3	"	南 学
4	"	佐 藤 英 雄
5	"	古 金 幹 夫
6	"	近 藤 孝 栄
7	"	朝 妻 勝 人
8	"	落 合 忠 司
9	"	川 上 正 浩
10	"	阿 部 隆 行
11	"	齋 藤 健 一
12	"	香 林 明
13	"	小野塚 雅 利
14	"	志 苦 直 樹
15	"	伊 藤 重 幸
16	"	岡 田 正
17	阿 賀 北	山 口 一 夫
18	"	宮 下 誠
19	"	熊 谷 健 也
20	"	廣 川 浩
21	"	小 川 久 雄
22	"	石 田 邦 男
23	"	中 澤 正 徳
24	"	高 橋 正 美
25	"	大 滝 英 樹
26	新 津	長 井 直 人
27	"	荻 原 智 志
28	"	三 村 隆
29	西 蒲 燕	本 田 勇 生
30	"	赤 川 齊
31	"	佐 野 建 一
32	"	山 田 和 博
33	"	服 部 政 義
34	"	児 玉 義 広
35	"	田 中 章 友
36	東 蒲	杉 原 文 夫
37	佐 渡	上 野 初 男
38	白 根	山 際 鉄 太 郎
39	"	大 矢 博 之
40	村 上	伊 藤 和 人
41	"	岡 田 孝
42	岩 船	長 谷 部 茂
43	"	船 山 賢 雄
44	"	山 田 源
45	五 泉	今 井 一 智
46	"	原 健 一
47	亀 田	鈴 木 俊 弘
48	長 岡	藤 川 隆
49	"	藤 塚 栄 司
50	"	斎 藤 広 志

No.	支 部 名	氏 名
51	長 岡	石 塚 勝 男
52	"	大 関 樹
53	三 条	玉 木 克 典
54	"	山 口 剛
55	加 茂	田 下 勝 巳
56	見 附	木 歩 士 文 男
57	栃 尾	渡 辺 正
58	田 上	坪 谷 堅
59	栄	渡 邊 仁 志
60	中 之 島	原 田 健 司
61	下 田	安 井 悟
62	三 島	棚 橋 則 昭
63	与 板	三 浦 浩 明
64	和 島	鈴 木 高 久
65	出 雲 崎	矢 川 清 貴
66	小 千 谷	堀 井 辰 馬
67	魚 沼	山 田 豊 和
68	南魚沼(現 塩 沢)	林 政 幸
69	南魚沼(現六日町)	廣 田 久 作
70	十 日 町	高 野 孝 雄
71	"	尾 身 稔
72	"	服 部 正 人
73	"	阿 部 貴 志
74	"	岩 坂 英 二
75	津 南	山 田 利 行
76	柏 崎 刈 羽	矢 代 孝 之
77	"	橋 爪 淳
78	"	関 矢 要
79	寺 泊	小 熊 真 也
80	越 路	山 崎 澄 夫
81	上 越 南	樋 口 博
82	"	川 上 俊 一
83	"	小 林 高 浩
84	"	安 中 仁 志
85	"	田 中 和 哉
86	上 越 北	木 本 政 義
87	"	藤 田 久 幸
88	"	小 林 玄
89	頸 南	笠 原 礼 二
90	"	丸 山 嘉 之
91	柿 崎	三 牧 浩 幸
92	大 潟	塚 田 利 夫
93	上 南(現清里牧)	武 田 信 幸
94	上 南(現 板 倉)	島 田 清 一
95	上 南(現 三 和)	南 波 一 裕
96	糸 魚 川	青 代 建 一
97	"	小 山 幸 宏
98	"	山 本 伸 一
99	能 生	笠 原 登
100	名 立	久 保 埜 光 夫

(敬称略)

令和7年度 歳入歳出予算構成



歳 入			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,457,425	41.36
	1.国民健康保険料	2,457,425	41.36
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,404,424	40.46
	1.国庫負担金	11,315	0.19
	2.国庫補助金	2,393,109	40.27
6.前期高齢者交付金		475,838	8.01
	1.前期高齢者交付金	475,838	8.01
7.出産育児交付金		770	0.01
	1.出産育児交付金	770	0.01
8.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
9.共同事業交付金		102,235	1.72
	1.共同事業交付金	102,235	1.72
10.財産収入		2,946	0.05
	1.財産運用収入	2,946	0.05
11.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
12.繰入金		16,011	0.27
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.高齢者医療積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	0.27
	6.業務電算化積立金繰入金	1	0.00
	7.会館再取得積立金繰入金	1	0.00
	8.会館営繕積立金繰入金	1	0.00
	9.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.職員退職積立金繰入金	1	0.00
	11.備品再取得積立金繰入金	1	0.00
	12.周年事業積立金繰入金	1	0.00
13.繰越金		475,075	7.99
	1.繰越金	475,075	7.99
14.諸収入		8,301	0.14
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	500	0.01
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	7,798	0.13
歳 入 合 計		5,943,032	100.00

歳 出			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,538	0.11
	1.組合会費	6,538	0.11
2.総務費		182,035	3.06
	1.総務管理費	112,477	1.89
	2.徴収費	66,746	1.12
	3.趣旨普及費	2,812	0.05
3.保険給付費		3,257,608	54.81
	1.療養諸費	2,854,312	48.03
	2.高額療養費	328,312	5.52
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	35,015	0.59
	5.葬祭諸費	4,550	0.08
	6.傷病手当金	32,383	0.54
	7.出産手当金	3,000	0.05
4.後期高齢者支援金等		1,211,388	20.38
	1.後期高齢者支援金等	1,211,388	20.38
5.前期高齢者納付金等		1,553	0.03
	1.前期高齢者納付金等	1,553	0.03
6.介護納付金		482,647	8.12
	1.介護納付金	482,647	8.12
7.流行初期医療確保拠出金等		2	0.00
	1.流行初期医療確保拠出金等	2	0.00
8.共同事業拠出金		127,881	2.15
	1.共同事業拠出金	127,881	2.15
9.保健事業費		158,597	2.67
	1.特定健康診査等事業費	47,614	0.80
	2.保健事業費	110,983	1.87
10.積立金		6,875	0.12
	1.積立金	6,875	0.12
11.諸支出金		3,001	0.05
	1.償還金及び還付加算金	3,001	0.05
12.予備費		504,907	8.50
	1.予備費	504,907	8.50
歳 出 合 計		5,943,032	100.00

令和7年度新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

1. 基本方針

1 令和7年度政府予算案

石破政権は12月27日、一般会計の総額が過去最高規模となる115兆5,415億円の令和7年度予算案を閣議決定しました。これは3年連続して110兆円の大台を超える予算となります。

なお、社会保障費関係予算は令和6年度より1.5%増加の38兆2,778億円となり、予算総額の3分の1に達する規模です。このうち、医療については12.4兆円で3割を占めます。

また、国保組合関係の予算は令和6年度より約37.7億円少ない総額2,611.8億円となりました。1人当たりの医療費や後期高齢者支援金・介護納付金が増える一方、国の少子高齢化や被用者保険の適用拡大による国保組合全体の被保険者数の減少が見込まれることや、健保適用除外による定率補助率の低い特定被保険者の増加が助成費を押し下げている格好です。

2 診療報酬等の見直し

令和7年度の薬価改定は、その在り方を見直した上で着実に実施し、国民負担を軽減(▲2,466億円、国費▲648億円)することとされています。

3 国民健康保険制度

昨年12月、保険証の新規交付が停止されました。交付済み保険証は有効期限まで使用できます。当組合においては原則、本年7月31日までのご使用となります。

なお、8月以降は原則「マイナ保険証」へ一本化されることとなりますが、マイナンバーカードを取得されていない方や、マイナンバーカードへ保険証情報を紐づけしていない被保険者の皆様には当面の間、申請が無くても「資格確認書」を発行し、切れ目なく医療機関を受診できるよう対応いたします。

4 今後の事業展開

こども家庭庁が推進するこども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本強化のため、令和8年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。この支援金は18歳以上の被保険者数に応じて賦課され、医療保険者が医療保険料と併せて徴収し国へ拠出するとされています。

なお、この支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、「児童手当の拡充」や「こども誰でも通園制度」、「妊婦のための支援給付」等に使用されるということです。

当組合はここ数年間、全国の建設系国保組合の中で被保険者1人当たりの保険料を最も抑制した中で運営してまいりました。昨年8月に介護分保険料を10年振りに改定させていただきましたが、令和7年度は更に保険料を全面的に改定させていただきます。このことに関しては後述いたします。

2. 重点事項

1 被保険者の加入促進

国保組合全体の被保険者数は平成8年の約467万人をピークに減少に転じ、平成20年の後期高齢者医療制度の創設等を経て、令和6年4月には約257万人に減少しています。日本全体の人口減少に加え、被用者保険の適用拡大が推進されていることから今後の更なる減少も懸念されるところです。

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から減少に転じ、令和6年度はここまで平均17,225人となっています。年齢構成は65歳以上前期高齢者の加入率が全国平均を上回る21.2%ということで交付されている前期高齢者交付金は貴重な財源となっています。

今後の安定した事業運営のためには新規組合員の獲得、特に若年世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等を様々な機会を捉えて訴求し、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

新薬の登場により、上昇傾向にある調剤費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望シール」を配布するとともに、新潟県国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)の共同事業として「ジェネリック医薬品差額通知(年3回)」と「医療費通知(年1回)」を引き続き実施いたします。

レセプトの二次点検についても国保連合会へ委託し、点検成果が上がるよう強化してまいります。

また、大変多くの皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」「支部健康づくり事業補助」等についても支部の皆様のご協力の下、引き続き実施してまいります。

更に「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化と疾病予防を引き続き推進してまいります。具体的には18年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・実施率の更なる引き上げ(国保連合会共同事業で受診勧奨実施。)、一つの疾病で複数の医療機関等を受診する者に対する「多受診指導」、健診結果の異常値を放置する者に対する医療機関の「受診勧奨」の他、人口透析患者への移行を未然に防ぐ「糖尿病性腎症重症化予防事業」等です。

また、平成30年度から「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国の基準を満たす保健事業に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ(補助金)が交付されています。

6年目の令和5年度は全国159国保組合の中で当組合は36位という結果でした。今後もこのような国の制度を有効活用しながら、被保険者の皆様の健康の保持増進と疾病予防に資する事業に積極的に取り組んでまいります。

3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は保険料(約36.24%)、国からの補助金(約41.73%)、前期高齢者交付金(約8.42%)の他、繰入金・繰越金(約11.36%)で、全体の約98%構成されています。

一方、支出については、医療費等や後期高齢者支援金、介護納付金等という医療保険者としての義務的な支払いが単年度支出の大部分を占めています。(約90%)医療費については他の保険者と比較して低く抑えられている状況ですが、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、超高額薬剤の登場等により、財政への負担は年々増えています。なお、74歳以下の世代が75歳以上後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の介護二号被保険者が介護費用の約5割を支える介護納付金は、国から示される一人当たりの負担金額を加入者に応じて支払うもので、一人当たり負担金額は年々上昇しています。これら後期高齢者支援金や介護納付金の上昇はそれぞれ保険料の引き上げに直結するものです。

また、健保適用除外により定率補助率の低い特定被保険者の加入率が年々上昇していることも財政への影響のひとつと考えられます。急激な物価の上昇と相まって、非常に厳しい事業運営を強いられている状況です。

『保険料の改定等について』

令和6年度決算見込みは令和5年度の単年度赤字決算額約4億2千7百万円よりは改善する見込みではありますが、赤字基調に変わりはなく、今年度は積立金を7億円以上取り崩して運営できている状況です。この状況を漫然と許容し放置することは近い将来の運転資金の枯渇を招くものといえます。

この様な状況を鑑み、令和7年度は保険料を全面的に改定させていただくことといたします。改定額に関しては、平成30年に「保険料検討委員会」から提出された「答申」を踏まえ、今後数年間は保険料を引き上げなくても運営できることを意識した比較的大きなものとなっていますが、被保険者1人当たり保険料額としては、全国32の建設系国保組合の平均値を下回る保険料設定としています。

また、「1級事業主」「2級一人親方・法人役員」の保険料改定額が「3級従業員」「4級25歳未満」より大きなものになっていますが、子育て世代が多いと考えられる等級に配慮した形になっています。

なお、今回の保険料改定に併せて平成21年度以来、16年ぶりに事務委託費(徴収手数料)のプラス改定を実施いたします。様々なコストが上昇する中、微力ではありますが、各支部の安定的な運営にお役立ていただきたいと考えています。

当組合が将来にわたり安定的に存続するため、これらのことについてご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

4 所得調査

国保組合は医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等に係る支出に対し国から被保険者の所得水準に応じた補助金が交付されています。

国は各国保組合の所得水準を把握するために令和7年度、各国保組合に対して所得調査を実施する予定です。

なお、所得調査は3年毎に実施するものであり、調査方法は税情報を利用した職権による抽出調査ですので、被保険者の皆様にはご負担をかけないものとなります。

5 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については少なくとも3年に1回は客観的な証拠書類の提出による資格確認調査を実施するよう、厚生労働省から義務付けられておりますが、令和7年度は平成25年度の第1回調査以来、5度目の「資格確認調査」を実施します。

なお、厚生労働省から義務付けられているハラスメント対策についても法令遵守(コンプライアンス)の一環として引き続き取り組んでまいります。

また、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっています。

これらのことについて組合役職員が一体となり、法令や諸規程、行動規範等を遵守し、社会的な要請に応え、適正な運営に努めてまいります。

3. 事業内容

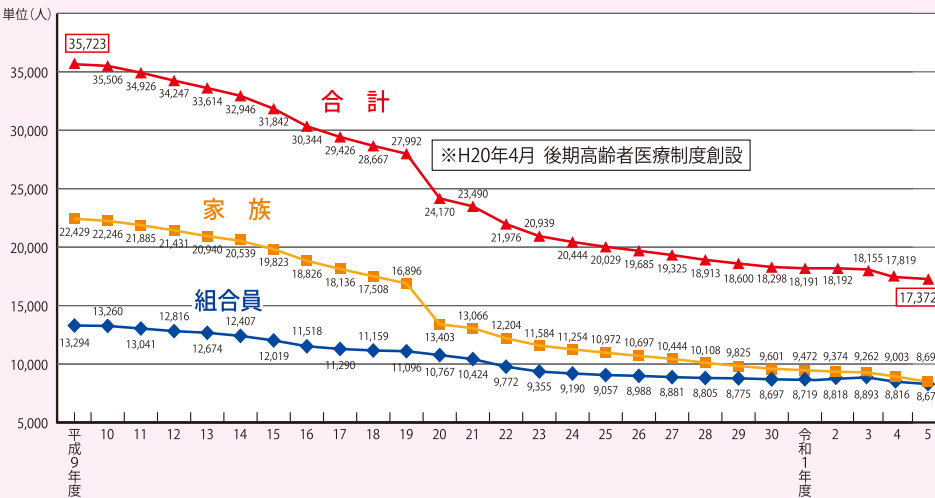
(1) 事業期間

(自)令和7年4月1日～
(至)令和8年3月31日

(2) 被保険者数

組合員である被保険者	8,400人
組合員以外の被保険者	7,800人
合 計	16,200人
※介護保険対象者(再掲)	6,200人

被保険者数の推移 (H9年以降)



(3) 保 険 料

【令和7年7月まで】

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事 業 主	従 業 員 を 使 用 し て い る 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	12,800円	2,200円	3,400円	18,400円 ※(15,000円)
	2級 一 人 親 方	従 業 員 を 使 用 し て い な い 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	10,700円	2,200円	3,400円	16,300円 ※(12,900円)
	法 人 役 員	法 人 の 代 表 者 以 外 の 役 員 (厚生年金に加入していない法人役員は任意)				
	3級 従 業 員	事 業 主 の 雇 用 証 明 書 を 提 出 し た 者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	9,600円	2,200円	3,400円	15,200円 ※(11,800円)
	4級 2 5 歳 未 満	2 5 歳 未 満 の 組 合 員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5級	後 期 高 齢 者	7 5 歳 以 上 の 組 合 員	3,000円	—	—	3,000円
家 族		家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	3,000円 賦課限度3人	8,400円 ※(5,400円)

【令和7年8月から】

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事 業 主	従 業 員 を 使 用 し て い る 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	18,800円	3,400円	4,000円	26,200円 ※(22,200円)
	2級 一 人 親 方	従 業 員 を 使 用 し て い な い 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	13,200円	3,400円	4,000円	20,600円 ※(16,600円)
	法 人 役 員	法 人 の 代 表 者 以 外 の 役 員 (厚生年金に加入していない法人役員は任意)				
	3級 従 業 員	事 業 主 の 雇 用 証 明 書 を 提 出 し た 者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	10,800円	3,400円	4,000円	18,200円 ※(14,200円)
	4級 2 5 歳 未 満	2 5 歳 未 満 の 組 合 員	5,800円	3,400円	—	9,200円
5級	後 期 高 齢 者	7 5 歳 以 上 の 組 合 員	4,000円	—	—	4,000円
家 族		家 族	4,000円 賦課限度5人	3,200円 賦課限度5人	3,600円 賦課限度3人	10,800円 ※(7,200円)

※月額（ ）は介護2号被保険者（40歳～64歳）以外の保険料
※後期高齢者支援金賦課額 0歳～74歳の方が納付する。
※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳までの方）が納付する。
※5級組合員 75歳以上の組合員が「特例制度」希望により資格を継続。
※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が基準日（11月30日）において被保険者である場合において財政支援を実施する。なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。（申請不要）
※産前産後期間の保険料軽減措置
届出により出産の予定日（出産後に届出を行う場合には出産日）が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間（産前3か月～出産月～産後2か月）を軽減する。

令和7年4月～7月（4か月分）+ 令和7年8月～令和8年3月（8か月分）の年間賦課限度額

年間賦課限度額	基礎賦課額	427,600円（市町村 66万円）
	後期高齢者支援金賦課額	206,000円（市町村 26万円）
	介護納付金賦課額	168,000円（市町村 17万円）
	計	801,600円（市町村 109万円）

(4)療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義 務 教 育 就 学 前 児 童(注1)		8 割	2 割
就 学 児 以 降 70 歳 未 満		7 割	3 割
70歳以上 (注2)	一 般	8 割	2 割
	現 役 並 み 所 得 者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。 ※令和7年8月に予定されていた高額療養費の引き上げは見送りとなりました。

70歳未満	所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額	
	旧 た だ し 書 所 得	901万円超	252,600円 [140,100円]	医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%
		600万円超～901万円以下	167,400円 [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
		210万円超～600万円以下	80,100円 [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
		210万円以下	57,600円 [44,400円]	
	住民税非課税者		35,400円 [24,600円]	

70歳以上	所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額	
			外来(個人ごと)※	入 院 (世帯単位)
	現 役 並 み 所 得 者	課税所得 690万円以上	252,600円 + 1% [140,100円]	医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%
		課税所得 380万円以上	167,400円 + 1% [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
		課税所得 145万円以上	80,100円 + 1% [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
	一 般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
	低所得者 (住民税非課税者)	II	8,000円	24,600円
		I		15,000円

- (注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯（70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満（70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満）を除く。）
- ・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯（課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合、単身世帯の場合は年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合は年収合計が520万円に満たない場合も含む。）
- ・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税
- ・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯

- ※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当（過去12か月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合。
- ※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。
- ※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病（慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年間での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳～74歳
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			標準負担額（１食分）
現役並み所得者及び一般			510円
非課税世帯	過去12か月の 入院日数	90日まで	240円
		90日以降	180円
非課税世帯（老齢福祉年金受給者）			110円

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費（1日分）	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ，Ⅲ
現役並み所得者 及 び 一 般	510円 (470円)	370円	370円 ※難病患者0円
低 所 得 者 Ⅱ	240円		
低 所 得 者 Ⅰ	140円 ※		
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	110円	0円	

※ 診療区分Ⅱ、Ⅲは110円

Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養または選定療養を受けたときにその療養に要した費用のうち、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護を受けたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

Ⅸ 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

(5) その他の保険給付

Ⅰ 出産育児一時金	子ども1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	488,000円
		(上乗せ) 12,000円
		500,000円

Ⅱ 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給	100,000円
	家族である被保険者が死亡した場合支給	50,000円

Ⅲ 傷 病 手 当 金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給	
	1 級	1日6,000円×60日＝ 360,000円
	2 級～4 級	1日5,000円×60日＝ 300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

Ⅳ 出 産 手 当 金	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給	1児につき 300,000円
-------------	---------------------------	----------------



(6) 保 健 事 業

1	1 日 人 間 ド ッ ク 等 の 受 診 補 助	・ 被保険者（組合員・家族）の資格が8か月以上あり、25歳以上の対象者 ・ 1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・ オプション検診は、検診を受けようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・ 脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。 ・ 石綿健診（一次及び二次）は、全額補助。
2	乳 幼 児 見 舞 金	・ 0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日＝150,000円を限度
3	医 療 費 通 知	・ 対象となる全世帯に毎年2月に通知する。（令和7年度は令和6年12月～令和7年11月診療分を対象とし、令和8年2月に通知。）
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	・ 対象となる被保険者に年3回通知する。
5	柔整療養費支給適正化事業	・ 国の基準等に基づき抽出した申請書について、被保険者へ調査票を送付し、負傷原因や部位等の確認を行い、回答と申請書を突合した結果不適切な請求が疑われるもの等を把握し、支給の適正化に繋げる。
6	広 報 の 発 行	・ 「国保だより」年2回（4月、11月）、「国保のご案内」を年1回配布する。
7	健 康 優 良 家 庭（者）	・ 1年間無受診だった家庭（者）へ記念品を贈呈する。
8	地区国保協議会負担金の交付	・ 上・中・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。
9	支部健康づくり推進事業補助	・ 支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。
10	インフルエンザ 予 防 接 種 補 助	・ 13歳未満 1回につき2,200円限度（年2回まで） ・ 13歳以上65歳未満 1回 2,200円限度 ・ 65歳以上 1回 1,650円限度
11	肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン 接 種 補 助	・ 75歳以上 8,000円限度 ・ 65歳以上75歳未満 5,000円限度 ・ 65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,200円限度
12	その他の予防接種補助	・ おたふくかぜ予防接種に対して1回につき3,000円を限度に補助（2回まで）
13	特 定 健 診・特 定 保 健 指 導 の 実 施	・ 40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の55% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の30% 積極的支援 対象者の30% ・ 特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。（本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。）
14	子 育 て 支 援	・ 出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃんと！」（月刊誌（年12冊）） 1歳児は「ラシタス」（季刊誌（年4冊））
15	データヘルス計画の推進	・ 多受診指導（一つの疾病に対して複数の医療機関に罹る者への指導） ・ 受診勧奨（健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨） ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業 他

(7) 被保険者証等の更新

令和7年8月1日の「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」並びに「資格確認書兼高齢受給者証」の更新前に、「資格確認調査」を実施します。 ※調査期間 令和7年5月～6月末

(8) 事務委託費(徴収手数料)

組合員である被保険者1人、1か月580円、年6,960円を事務委託費(徴収手数料)として交付

感謝状被贈呈者 (敬称略)

表彰規程別表1-2該当者(2名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
西 蒲 燕	阿 部 善 浩	H31.4.1～R6.9.22	5年5ヶ月
佐 渡	飯 島 次 郎	H29.4.1～R6.8.10	7年4ヶ月

表彰規程別表1-2：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤め退任した者



3年に1度の

資格確認調査を行います

今年度は、厚生労働省の指導に基づき、建築国保への加入資格の確認を行います。

確認事項

- ①土木建築業に従事する者であること。
- ②新潟県内に住所を有する者であること。
- ③健康保険法等の他の医療保険の法律の適用を受けない者であること。
- ④他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合は、当該医療保険制度から適用除外の承認を受けている者であること。

調査票送付先

○健保適用除外事業所の組合員（法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所）



事業主（役員・従業員の分も回答していただきます。）

○その他組合員（一人親方、従業員5人未満の個人事業所）



本人



調査票送付封筒イメージ

調査期間

令和7年5月～6月末

客観的な証拠書類(※)の提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。

※の例（すべて写し） 次のいずれか1種類（下線部の書類は、いずれか2枚）

事業主……………建設業の許可証、注文書、領収書、請求書

一人親方……………確定申告書、注文書、領収書、請求書

従業員……………源泉徴収票、雇用保険被保険者証

組合員・家族の
みなさまへ

4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

受付

家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	・被保険者資格取得届 ・続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付） ・前の保険の資格喪失証明書等
子どもが生まれたとき	・被保険者資格取得届 ・続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付） ・出産育児一時金の申請書
結婚または同居したとき	・被保険者資格取得届 ・続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付）

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	・被保険者変更届 ・新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	・被保険者変更届 ・住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校（または訓練校）に入って住民票を異動したとき	・国民健康保険法第116条該当届 ・在学証明書、または訓練校の在籍証明書
資格確認書等の紛失	・被保険者証等再交付申請書 ※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。
資格確認書等の破損・汚損	・被保険者証等再交付申請書 ・破損、汚損した資格確認書等

家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	・被保険者資格喪失届 ・加入した保険の資格確認書等写し ・やめる人の建築国保資格確認書等
亡くなったとき	・被保険者資格喪失届 ・死亡診断書または埋葬許可証の写し
離婚または他の世帯に転出したとき	・被保険者資格喪失届 ・組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 ・やめる人の建築国保資格確認書等

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 「写し」と記載のあるもの以外は原則「原本」の提出をお願いします。
- 70歳以上の方は所得等によって負担割合が異なるため、加入時に所得判定が必要となります。住民税の未申告などにより税情報が取得できなかった場合には、所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみなさま、 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？



以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請が必要です。申請が遅れ、適用除外の承認を受けられない場合は、社会保険へ加入することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ事業形態を変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新しく従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が、5人以上従業員を雇用した場合。
- ④建築国保の被保険者（加入者）が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者。（④は健康保険の適用事業所が（一社）新潟県建築組合連合会に加入していることが前提）

【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書を支部に提出してください。
2. 建築国保の加入証明・承認印が押された申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所から交付された「適用除外承認証」の写しを支部に提出してください。

※申請書は所属支部または日本年金機構ホームページで取得できます。
申請の際は支部へご連絡ください。

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所（「法人事業所等」）は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保に被保険者として残ることができます。

【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保へ新規加入することはできません。

特定健診・保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの

- 1. 特定健康診査受診券（セット券） ※令和7年度は「ピンク色」です。
- 2. 「マイナ保険証」または「資格確認書」

令和7年度特定健康診査受診券（セット券）を発送しました



「40歳～74歳の皆様」
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健康診査受診券が必要となります。受診日には必ず持参してください。

受診券送付封筒イメージ

健診料金の目安

健 診 の 種 別		費用額（円）	自己負担額（円）
特 定 健 診	集 団 健 診	7,044～	0
	個 別 健 診	8,736～	0
ファミリー健診		16,500	4,950
人間ドック		35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関で行う個別健診で受診できます。特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけますので、ぜひ積極的にご利用ください。

各種健診についてのお知らせ

人間ドック・ファミリー健診パック・脳ドック・オプション検診についての補助も行っております。
健診内容や補助要件、各種健診の申込み方法等につきましては、「令和7年度版 人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、本部または所属支部へお問い合わせください。
なお、各種健診料金につきましては、健診機関によって異なりますので健診機関のホームページ等で確認をお願いいたします。

令和7年度版 人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド イメージ



建築国保の保険料が8月から変わります

建築国保では、令和7年8月分から保険料を下表のとおり改定することが決定されました。

令和6年度の決算見込みは令和5年度の単年度赤字決算額4億2千7百万円よりは改善する見込みですが赤字基調に変わりはなく、今年度は積立金を7億円以上取り崩して運営している状況です。

収支状況悪化の要因である被保険者一人当たりの医療費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金の一人当たりの年間負担額の上昇等は今後も増加傾向にあり、現行のままでは構造的な単年度赤字の改善が見込めないと思われます。この状態を放置することは近い将来、運転資金の枯渇を招きかねないため、保険料の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

保険料の全面的な改定は、平成26年8月以来11年ぶりとなりますが、今後とも、国庫支出金の確保、医療費の適正化、保健事業の推進、諸経費の節減に努め、健全な運営を図ってまいりますので、一層のご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

改定保険料(令和7年8月から)

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事 業 主	従 業 員 を 使 用 し て い る 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	18,800円	3,400円	4,000円	26,200円 ※(22,200円)
	2級 一 人 親 方	従 業 員 を 使 用 し て い な い 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	13,200円	3,400円	4,000円	20,600円 ※(16,600円)
	法 人 役 員	法 人 の 代 表 者 以 外 の 役 員 (厚生年金に加入していない法人役員は任意)				
	3級 従 業 員	事 業 主 の 雇 用 証 明 書 を 提 出 し た 者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	10,800円	3,400円	4,000円	18,200円 ※(14,200円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,800円	3,400円	—	9,200円
5級 後期高齢者	75歳以上	75歳以上の組合員	4,000円	—	—	4,000円
家 族		家 族	4,000円 賦課限度5人	3,200円 賦課限度5人	3,600円 賦課限度3人	10,800円 ※(7,200円)

※月額()は介護2号被保険者(40歳～64歳)以外の保険料
※後期高齢者支援金賦課額 0歳～74歳の方が納付する。
※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳までの方)が納付する。
※5級組合員 75歳以上の組合員が「特例制度」希望により資格を継続。
※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)が基準日(11月30日)において被保険者である場合において財政支援を実施する。なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。(申請不要)
※産前産後期間の保険料軽減措置
届出により出産の予定日(出産後に届出を行う場合には出産日)が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間(産前3か月～出産月～産後2か月)を軽減する。